

# ベトナムにおける技術者教育

## — 高等教育機関における道德・倫理教育を中心に —

岩瀬真央美<sup>1</sup>・藤永伸

### Education of Engineering in Vietnam

With Special Reference to Moral and Ethical Education in Higher Institutions

Maomi IWASE<sup>1</sup> and Sin FUJINAGA

(Received September 27, 2006)

**Abstract** The aim of this paper is to explore educational systems in Vietnam under the current constitution and the educational law which came into effect in 1998 by analyzing legal systems in the country. First, we survey the outline of educational systems in contemporary Vietnam. The next two chapters discuss the legal system and the higher educational system of Vietnam focusing on the moral and ethical education. The last chapter provides suggestion which is conceived from education for the engineering ethics in Vietnam. This paper, as a whole, will contribute to the study of educational system in Asia.

**Keywords** [Engineering ethics, Vietnam, Legal system]

#### 1 はじめに

本稿では、法律制度を明らかにしながら、1992年憲法および1998年教育法の下におけるベトナムの技術者教育制度について検討する。現在ベトナムでは、WTOへの加盟などとも関連して種々の分野における制度改革が進んでおり、教育分野についても2005年に新たな教育法が制定され、2006年から施行されている。本来であれば2005年教育法の下での状況についても検討すべきであるが、制定後間もない時期においては十分な検討が困難である。特にベトナムでは、新法が制定され旧法が廃止された状況において、旧法についての通達が発行されているが、新法について通達が発行されていない時期においては、法律実務上、新法よりも旧法の通達の方が重要

視されることが多い<sup>注1)</sup>。これらの事情を考慮して、本稿では1998年教育法のみを取り上げ、2005年教育法については割愛する。

以下では、最初に、ベトナムの教育制度の枠組みについて概観する(2)。次に、道德・倫理教育に焦点を当てながら、法制度(3)およびベトナムの高等教育機関(4)について検討する。最後に、ベトナムにおける技術者倫理教育から日本に対して示唆される点について検討し本稿の結論とする(5)。

本稿での基本的手法は文献に基づく調査である。これに加えて、2000年に行ったベトナムでの現地調査によって得られた知見も基本的な資料として使用している。

1 兵庫県立大学経済学部

## 2 ベトナムの教育制度の枠組み

### 2.1 基本学制<sup>注2)</sup>

ベトナムの教育制度はフランス式を採用しており、学制は5-4-3制である、学校の各学年の数え方は小学1年、2年、3年ではなく、逆に6年、5年、4年と数えている<sup>注3)</sup>。

1998年教育法第2章は国民教育システムについて規定し、ベトナムの教育部門を、就学前教育、普通教育、職業教育、大学・大学院教育、ノンフォーマル教育の5つの部門に分けている。

普通教育の部門の場合、基本学制は、小学校5年、中学校4年、高校3年の5-4-3制となっており、小学校の5年間は義務教育とされている。高校卒業者には、大学進学の手がかりが認められている。

職業教育の部門は、中等職業学校と職業訓練校の二つの職業教育機関から構成されている。中等職業学校は、中級レベルの技術者を養成することを目的とし、入学資格として中学校の卒業資格が必要とされている。中等職業学校の卒業生についても高校卒業生と同様に大学進学の手がかりが与えられている。これに対して職業訓練校は主として在職者の職業訓練に特化するものとなっている。

大学・大学院教育の部門は、大学、短期高等教育機関(短大)、大学院の3つの教育機関で構成される。学士課程である大学は専攻分野によって4~6年制であるが、多くの大学では3年制の短大課程が併設されている。前述のように、大学・短大ともに高校または中等職業学校の卒業を入学資格としている。また、大学院には、修士課程と博士課程がある。

この他にも、教員養成を行う中等および高等の教育機関が存在している。

### 2.2 教育に関する法制度と倫理・道徳教育

教育制度に関する法制度について述べる前に、ベトナムの法体系について簡単に説明する<sup>注4)</sup>。ベトナムの法体系は、1996年に制定された法律規範文書公布法<sup>注5)</sup>に規定されている。

この規定から明らかなように、ベトナムでは、憲法を頂点として、それに続いて国会が制定した法律および決議、国会常務委員会が制定する法令および決議が続き、前記①であげた教育法は、この法律に該当する法律文書である。

主な法律文書の上下関係は制定文書の性質、制定機関の視点から三段階に分けることができる。この区分を制定文書の名称と共に示すと表1のようになる。

表 1

	制定文書等	制定機関	制定文書の名称
1		国会	憲法、法律、決議
		国家常務委員会	法令、決議
2	中央の国家機関が上位の法律規範文書施行の為に公布する文書	国家主席	命令、決定
		政府	決議、政令
		政府首相	決定、指示
3	欄外記載 1)	人民会議	決議
		人民委員会	決定、指示

1) 人民委員会による同級人民会議決議執行

2) 人民会議、人民委員会による上位文書執行

出所: 法律規範文書公布法第1条に基づき筆者作成。

#### 2.2.1 憲法

現行のベトナム憲法<sup>注6)</sup>は、第三章において「文化・教育・科学・技術」について規定する。憲法に明記された教育に関する規定および、「道徳」あるいは「倫理」に関する規定は以下の通りである。

#### 第 30 条

国及び社会はベトナムの文化を保存し発展させることを求め、かつそれが国民的、近代的並びに人道的なものであるべきである。国はベトナムの全民族の文化的価値、ホーチミン的思想・倫理、及び人類文化の真髄を受け継ぎ、かつ推進するものとする。国は文化活動の包括的管理を実施する。反動的、腐敗思想文化は全て禁ずる。迷信及び有害な慣習は排除されるべきものとする。

#### 第 35 条

教育と訓練は政策の最優先のものである。人民の精神を高揚し、人材を訓練し、能力養成を視点を置いて国は教育事業を開発するものとする。教育の目的は、人格、道徳的資質、人民の能力を形成・養成し、働く人民を訓練して技能を身につけ、活力と創造性、国民的誇り、方正な品行、国家の繁栄に向けて努力する意志、それらにより国を建設し防衛することを吹き込むことにある。

#### 第 66 条

家庭、国及び社会は若年者の勉学、勤労、休息、身心の開発にとって良好な条件を創出するものとし、

若年者に道德、国民的伝統、公民としての自覚及び社会主義思想を教育し、若年者が創造的労働力及び国家防衛の前衛となるよう教育するものとする。

(斜体筆者)

このように、教育における「ホーチミン思想・倫理」という文言が示すように、「道德」の重要性が明示され(30条)、教育の目的の一つとして、ベトナム人民の「道德的資質」の形成・養成にあることが明記されている(35条)。さらに、若年者に対する道德教育が、伝統や国民としての自覚、社会主義思想と並ぶ重要な教育の内容とされている(66条)。

この「ホーチミン思想」は、1992年憲法において、前文および第4条で次のように規定されている。

前文

・・・

マルクス・レーニン主義に照らし、ホーチミン思想により、かつ社会主義への過渡期における国家建設綱領に従い、我が人民は心をつにすることを誓い、国家建設に向けた自助の精神を堅持し、全ての国と平和・友好及び協力の政策を実行し、憲法を遵守し、祖国の刷新、建設及び防衛に関して一層偉大な勝利を得ることを誓うものである。

第4条

ベトナム共産党は働く者の先導者として、かつ働く者、労働する人民、そして全人民の利益を忠実に代表するものとして、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を追求するものであり、かつ国家・社会の指導的勢力である。党の全ての組織は憲法と法律の枠内において活動する。

(斜体筆者)

「ホーチミン思想」について、1992年以前の憲法では規定されておらず、1992年憲法で新たに付け加えられたもので、新たな文言として付け加えられていることで、「ホーチミン思想」をより重視する意思が表明されていると考えられる<sup>注7)</sup>。この「ホーチミン思想」は、91年6月に開催された第7回共産党大会において、「党の思想的基盤、行動の指針」として従来のマルクス・レーニン主義に並置される形で、党規約に明記されている<sup>注8)</sup>。「ホーチミン思想」の定義はベトナム国内においても統一されておらず、現在でも40以上の定義が存在していると指摘されている<sup>注9)</sup>。しかしいずれにしても、①マルクス・レーニン主義の創造的適用、②人類文明に開かれた思想、および③ベトナムの伝統文化に基づいた思想と

いう3つの側面から定義され、一面では、人々の思想的な選択肢を広げ、他面では、ベトナムの個性の主張を可能にする「効用」をもっていると解釈されている<sup>注10)</sup>。

教育分野においても影響を及ぼし、1998年教育法において取り入れられている。

2.2.2 教育法

1998年に制定された教育法<sup>注11)</sup>は、ベトナム史上初めて、全教育段階・全教育形態を網羅する法体系であり、現在のベトナムの教育制度はすべて、この法律に基づいている<sup>注12)</sup>。1998年教育法は1992年憲法の基本的性格をほぼ踏襲しているが<sup>注13)</sup>、教育の目的を規定する憲法35条には1998年教育法2条が対応している。

第2条 教育の目標

教育の目標はベトナム人の全面的な発達にある。道徳、知識、健康、審美眼を備え、民族独立の理想と社会主義に対し忠誠を誓い、公民として的人格と資質、能力を養い、祖国の建設と防衛に資する人材の養成を目標とする。

(斜体筆者)

また、憲法30条で規定された国が推進すべき「ホーチミン思想・倫理」に関連して、1998年教育法3条において次のように規定されている。

第3条 教育の性質と原理

1. ベトナムの教育は、人民的、民族的、科学的、近代的な性格をもつ社会主義教育であり、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を基礎とする。  
2. 教育活動は、学習と行動を両立する原理、すなわち、教育と生産活動の結合、理論と実践の結合、学校教育と家庭教育および社会教育の結合に基づいて実現されなければならない。

(斜体筆者)

1998年教育法について、①1986年以来の刷新(ドイモイ)路線による改革・開放政策によって進化したベトナム社会の市場化に対応する包括的かつ体系的な教育理念を打ち出すべく1998年に起草されている、②同じ社会主義国である中国教育法(1995年可決)に類似するが、これに比してより詳細な条文構成がとられている、および③1992年憲法に規定された教育条項に基づいて社会主義体制下における個人の全面的発達を重視すると同時に、私立学校設立

の承認・奨励など従来の社会主義教育の理念から踏み出した開放的かつ現実主義的な姿勢がうかがえると評価されている<sup>注14)</sup>。

### 2.2.3 教育法施行のための各種法規範

前述したように、ベトナムでは法律を施行するための法律文書が制定されるが<sup>注15)</sup>、教育法の場合、教育訓練省が随時文書を制定している。なお、高等教育については、2003年に大学条例が首相決定によって公布されている<sup>注16)</sup>。

## 3 各教育機関における教育内容と道徳・倫理

2で述べたように、憲法では国の義務として、「ベトナムの全民族の文化的価値、ホーチミン的思想・倫理、及び人類文化の真髄」の継受・推進が規定されている(30条)。教育の目的として「人格、道徳的資質、人民の能力を形成・養成し、働く人民を訓練して技能を身につけ、活力と創造性、国民的誇り、方正な品行、国家の繁栄に向けて努力する意志、それらにより国を建設し防衛することを吹き込むこと」(35条)とし、これに対応して、1998年教育法において教育の目標として「道徳、知識、健康、審美眼を備え、民族独立の理想と社会主義に対し忠誠を誓い、公民としての人格と資質、能力を養い、祖国の建設と防衛に資する人材の養成」が挙げられている。

本節では、5つの教育部門から1998年教育法が規定する普通教育、職業教育、大学・大学院教育における道徳・倫理教育について取り上げる。なお、就学前教育およびノンフォーマル教育については紙面および筆者の能力の制約上割愛する。

### 3.1 普通教育機関

1998年教育法26条では、普通教育機関として、①小学校、②中学校、③高校、④総合技術・職業オリエンテーションセンターの4つの機関が規定されている。

教育の内容について、1998年教育法24条が規定しているが、条文上では、「ホーチミン思想」「倫理」「道徳」などへの具体的な言及はなく、「普通教育の内容と方法は、教育訓練省が決定・公布する指導要領」に基づくものとされている(3項)。しかし実際の教育現場においては、「道徳」教育は必修となっている<sup>注17)</sup>。2005年にベトナム・ハノイで行った調査では、1年生から9年生まで各学年で使用される「道徳」のテキストは一般の書店に数多く並べられており、教師用の読本も一般に入手可能な状況になって

いる。

### 3.2 職業訓練機関

教育の内容について、1998年教育法30条が規定している。条文上では、「道徳教育」が重視されることが明記されており、具体的な教育内容などについては、教育訓練省が、各専門省庁と協力して指導要領を定めるとされている(3項)。

### 3.3 高等教育機関

(1)および(2)で示したように、ベトナムでは中等教育レベルまでは、道徳・倫理教育が重要視されている。これに対して、高等教育機関では、「マルクス・レーニン主義とホーチミン思想」が重要視されている。1998年教育基本法36条では、大学・大学院教育に求められる内容・方法について、以下のように規定している。

第36条 大学・大学院教育に求められる内容・方法  
大学・大学院教育に求められる内容と方法は、次の通りである。

#### 1. 大学教育について

a) 大学教育の内容は、近代的・発展的性格を持ち、ならびに基礎学問の知識と専門分野の知識、マルクス・レーニン主義やホーチミン思想の諸領域を合理的に構造化し、よき伝統を継承・発展させ、国民文化をより深化させ、地域や世界共通の水準に対応することが求められる。

短大課程は、基礎学問と必須的な専門知識を十分に提供し、基礎技能および専門的活動を行う能力の養成を保障しなければならない。

学士課程は、基礎学問と比較的高度な専門的知識を十分に提供し、労働についての科学的方法論を与え、理論を専門的活動に援用する能力の養成を保障しなければならない。

b) 大学教育の方法は、自ら学び、自ら研究する能力を養い、創造的思考を発展させる状況を作り、実践的技能を養い、研究・実験・応用に参加することを重視する。

c) 大学教育の内容・方法は、カリキュラムによって具体化されねばならない。教育訓練省は、各課目の構造や内容、履修期間、基礎と専門および理論と実践の教育時間配分についてのカリキュラム体系を定める。これに基づき、短大・大学はそれぞれのカリキュラムを確定する。

#### 2. 大学院教育について

a) 大学院教育の内容は、学生が基礎科学ならびに専門分野、マルクス・レーニン主義やホーチミン思想の諸領域の知識を発展・改良し、創造的能力を発

揮し、専門分野の諸問題を発見・解決し、国家の科学技術ならびに経済・社会の発展に寄与する能力を養うことが求められる。

修士課程では、学生が学士課程で学んだ知識を補足・高度化させ、学際的知識を深め、専門職としての活動および専攻する分野の科学研究を遂行するに十分な能力の獲得を保障しなければならない。

博士課程では、学生が基礎的知識を高度化・完成させ、専門分野の知識を深く理解し、独自の科学研究活動および専門職としての活動を遂行するのに十分な能力の獲得を保障しなければならない。

b) 修士課程の教育方法は、授業に加えて自己学習および自己研究を総合して実行され、実践能力ならびに専門分野における諸問題の発見・解決能力を発展させることが重視される。

博士課程の教育方法は、教授および研究者の指導のもとで、基本的には自己学習および自己研究によって実行される。科学研究の実践能力を養い、専門分野における諸問題を発見・解決するための創造的思考力の養成が重視される。

c) 各教科および専門分野の教育内容・方法、論文、レポートについては、教育訓練省が規定する。

(斜体筆者)

実際の現場においても、「マルクス・レーニン主義」や「ホーチミン思想」は、専門分野に拘わらず必須科目とされており、工学系の学生についても、文科系学生と同じ教科書が用いられており、教育訓練省が統一テキストを作成している<sup>注18)</sup>。また、統一テキストの学生用ガイドブックなどが多くの出版社から出版されており、2005年12月の調査においても、ハノイ市内の一般書店で販売されていることを確認している。

#### 4 ベトナムの高等教育機関における技術者教育と倫理・道德教育

ベトナムでは、憲法が規定するように、国家の社会経済発展を実現するため、科学・技術の発展が重要視されており(37条)、これを担う技術者の育成が国家の重要な任務の一つとなっている(38条)。

2(3)で述べたように、工学系の学生は教育訓練省が作成した統一テキストを用いて、「ホーチミン思想」に関する講義を必須科目として受講している。例えばハノイ工科大学においては、一般教養科目として「ホーチミン思想」について統一テキストを用いて講義が行われている。また、入学時のガイダンスが集中講義の形式で行われており、「学則とは何か、

学問とは何か。学生とは何か」について講義が行われ、試験が実施されている。集中講義は、学生の道德や国民道德の習得を目的としており、ベトナムの伝統的社会的利益に適うものとなっている<sup>注19)</sup>。

#### 5 おわりに

「ホーチミン思想」という概念が登場し、今日において重要視されている背景として、ベトナム共産党による思想の引き締め政策の一環としてだけでなく、ベトナム共産党を含めた様々な立場のベトナム人が、ホー・チ・ミンに託して、ドイモイのなかで自分たちの希望や夢を語っているという側面が指摘されている<sup>注20)</sup>。また、ベトナム共産党が歴史的なホー・チ・ミンの指導力の見直しを意図していることではないかと指摘されている<sup>注21)</sup>。

いずれにしても、3で明らかにしたように、今日のベトナムの教育現場において「ホーチミン思想」が脈々として教えられていることは確かである。2②(1)で述べたように、「ホーチミン思想」がベトナムの伝統文化に基づいた思想という一つの側面もち、ベトナムの個性の主張を可能にする「効用」をもっている<sup>注22)</sup>。このことを考えると、「ホーチミン思想」が必須とされているベトナムの技術者倫理教育は、高度化した技術水準の中で、複雑な経済・社会状況が形成されている現在、技術者倫理を巡って「耐震偽装問題」などが発生している日本社会において、文化的背景へ配慮した「技術者倫理」の在り方として、ベトナムの例は一つの参考となるといえるのではないだろうか。

しかし、ベトナムの教育制度が問題を抱えていることも指摘されている。例えば教育内容について、以下のような指摘もなされている<sup>注23)</sup>。

教え方だけではなく、その授業内容にも様々な意見がある。現政府は教育を通じて社会主義の理念とホーチミン思想を広めたいと考えていて、小学校段階から歴史と思想教育に力を入れている。しかし、戦争が終わって時間が経過するにつれて、教師の年齢も若返り、戦争の記憶がない年齢層も教師になり始めていて、共産党指導部が考えているような思想教育はされていない学校が多い。というのも、子供の両親の多くが歴史教育に力を入れることには賛成でも、社会主義思想教育の授業を望んでいないからである。

2005年の調査では、「ホーチミン思想」の教育内容への外国による影響はなく、また今後も影響を受

けることはないという回答も得られている。しかし、経済活動がグローバル化した今日、WTO加盟を控えているベトナムは、技術移転や導入などとも関連して、技術者教育全体への影響は、国内だけでなく国外からも今後は一層強くなると考えられる。ベトナム共産党による支配という社会体制の在り方とも関係する大きな問題であり、今後の重要な検討課題であるといえる。また、はじめにも述べたように、2005年教育法についても併せて今後の研究課題としていきたい。

## 謝辞

ベトナムでの現地調査の実施に当たり、石田暁恵（日本貿易振興会アジア経済研究所）、藤田麻衣氏（同）、坂田正三氏（同）、中村さやか氏（独立行政法人国際協力機構（JICA）ベトナム事務所）、國分隆文氏（JICA法整備支援プロジェクト法律専門家）、森永太郎氏（同）、佐々木直史氏（同）、および榊原信次氏（千葉地方裁判所）から有益なコメントを頂いた。記して感謝の意を表したい。

## 注

- 1) 2005年12月27日に行ったJICA法整備支援プロジェクト事務所における國分隆文氏（JICA法律専門家）、森永太郎氏（同）、佐々木直史氏（同）へのインタビューより。
- 2) 本項の記述は、近田政博「第6章 ベトナム 高等教育100万人時代の質保証」馬越徹『高等教育シリーズ129 アジア・オセアニアの高等教育』（玉川大学出版部、125～127頁、2004年）、近田政博「第4章 ドイモイ体制下の高等教育改革」『近代ベトナム高等教育の政策史』（多賀出版、2005年）に基づいている。
- 3) 坪井善明『ヴェトナム現代政治』（東京大学出版会、215頁、2002年）。
- 4) ベトナムの法体系については、糸賀了「第6章ベトナムの外国投資法」江橋正彦編著『21世紀のベトナム - 離陸への条件』207～210頁（日本貿易振興会、1998年）、中井光「第2章ベトナムの法制度」木本圭一編著・日本経済交流センターベトナム法務研究会監修『最新ベトナムの投資・税制・会計・監査』22～44頁（東京経済情報出版、2000年）、武藤司郎「第2章ベトナムの国家・法律制度編」『ベトナム司法省滞在体験記』（信山社、132～191頁、2002年）を参照。
- 5) 本稿では、法律規范文書公布法の日本語訳については、日越交流センター訳「法律規范文書公布法」『日越経済交流ニュース』1997年3月号24～39頁、1997年4月号30～39頁を参照している。
- 6) 現行の憲法は、1992年に1980年憲法を全面改正したものである。ベトナム憲法全般については、鮎京正訓『ベトナム憲法史』（日本評論社、1993年）を参照。なお本稿では、1992年憲法の日本語訳として、東京大学東洋文化研究所のデータベース掲載のものに拠っている（<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/asiapacific/19920415.O1J.html>）。
- 7) 古田元夫「ヴェトナム共産党の体質 - 共産党」坪井善明編『アジア読本ヴェトナム』（河出書房新社、132～134頁、1995年）。
- 8) ホーチミン思想については、古田元夫「第5章「ホーチミン思想」の登場」（『ベトナムの現在』（講談社現代新書、1996年）を参照。
- 9) 古田（1996）前注8）111頁。
- 10) 古田（1996）前注8）126頁。
- 11) 本稿では1998年教育法日本語訳について、近田政博訳、ヴォ・ヴァン・セン監修「ベトナム教育法（翻訳）」（名古屋高等教育研究第1号、2001）に拠っている。
- 12) 近田（2005）前注2）320頁。
- 13) 近田（2004）前注2）135頁。
- 14) 近田、ヴォ・ヴァン・セン（2001）前注11）183頁。
- 15) ベトナムでは、法律の施行に関する法制度を巡る問題が指摘されているが、これについては、糸賀（1998）前注4）207～210頁を参照。
- 16) 近田（2004）前注2）135頁。
- 17) 2005年12月28日にベトナム・ハノイで行った市民へのインタビューより。
- 18) 2005年12月28日に行ったハノイ国家大学工学部・学部長 Nguyen The Hien 氏、およびハノイ工科短期大学機械工学部・副学部長 Nguyen Phuong Mai 氏へのインタビューより。
- 19) 2005年12月28日に行ったハノイ工科短期大学機械工学部・副学部長 Nguyen Phuong Mai 氏へのインタビューより。
- 20) 古田（1996）前注8）111頁。
- 21) 坪井（2002）前注3）103～104頁。
- 22) 古田（1996）前注8）126頁。
- 23) 坪井（2002）前注3）216頁。
- 24) 2005年12月28日に行ったハノイ工科短期大学機械工学部・副学部長 Nguyen Phuong Mai 氏へのインタビューより。また、JICAが2000年4月から2005年5月までの期間で行ったハノイ工科短期大学機械技術者養成計画プロジェクトにおいても、カリキュラム策定の際にはベトナム側から倫理に関する科目（「ホーチミン思想」関係の科目）は必修であり、変更はできないとの立場が示されたとのことである（2005年12月26日にJICAハノイ事務所で行った中村さやか氏へのインタビューより）。

[本稿は平成17年度～18年度・科学研究費補助

金（萌芽研究）（「東南アジアを中心とする技術者倫理の総合的研究」）に基づく研究成果の一部である]